

○大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

平成25年3月4日

条例第28号

大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を公布する。

大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第86条第1項の条例で定める数)

第3条 法第86条第1項の条例で定める数は、30人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第88条第1項の条例で定める員数並びに同条第2項の指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、次条から第7条まで及び第9条に定めるもののほか、次に掲げる規定に定めるところによる。

- (1) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第1条から第21条まで（第3条第1項第1号イを除く。）、第22条第1項、第22条の2から第36条まで及び第37条第1項並びに附則第4条第1項（指定介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号ロに係る部分に限る。）及び第5条から第9条まで
- (2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第30号）附則第3条第2項及び第4条
- (3) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成17年厚生労働省令第139号）附則第3条及び第4条
- (4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第2条、第4条及び第6条（これらの規定のうち指定介護老人福祉施設基準に係る部分に限る。以下同じ。）

(居室の定員)

第5条 指定介護老人福祉施設の1の居室の定員は、4人以下とする。

(管理者の責務)

第6条 指定介護老人福祉施設の管理者は、第4条に定める基準のうち、指定介護老人福祉施設基準第4条から第21条まで、第22条の2から第36条まで及び第37条第1項並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に係る部分並びに次条の規定に従業者に遵守させるために必要な指揮命令を行

うものとする。

(記録の整備)

第7条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する指定介護老人福祉施設基準第37条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準)

第8条 第4条から前条まで(第4条中指定介護老人福祉施設基準第1条及び第2条並びに附則に係る部分並びに第4条第2号及び第3号に掲げる規定に係る部分を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設基準第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準は、次項及び次条に定めるもののほか、指定介護老人福祉施設基準第38条から第48条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第21条まで、第22条第1項、第22条の2、第24条の2、第26条から第36条まで及び第37条第1項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号。以下「令和3年改正省令」という。)附則第6条第1項及び第7条(指定介護老人福祉施設基準に係る部分に限る。以下同じ。)並びに令和6年改正省令附則第2条、第4条及び第6条に定めるところによる。

2 前2条の規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第6条中「第4条に」とあるのは「第8条第1項に」と、「第4条から第21条まで、第22条の2」とあるのは「第41条から第48条まで並びに指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第4条から第8条まで、第10条、第12条、第15条、第17条から第21条まで、第22条第1項、第22条の2、第24条の2、第26条」と、「第37条第1項」とあるのは「第37条第1項並びに令和3年改正省令附則第6条第1項及び第7条」と、「次条」とあるのは「第8条第2項において読み替えて準用する第7条」と、前条中「第37条第2項各号」とあるのは「第49条において読み替えて準用する指定介護老人福祉施設基準第37条第2項各号」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第9条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(指定介護老人福祉施設基準第4条第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。)により行うことができる。

(1) 第4条第1号に定める基準のうち指定介護老人福祉施設基準第5条第1項及び第8条第1項に係る部分

(2) 第8条第1項に定める基準のうち指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する指定介護老人福祉施設基準第5条第1項及び第8条第1項に係る部分

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付等（指定介護老人福祉施設基準第50条第2項に規定する交付等をいう。）のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）によることができる。

（指定介護老人福祉施設基準等の改正に伴う経過措置）

第10条 指定介護老人福祉施設基準（指定介護老人福祉施設基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定介護老人福祉施設が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

（施行の細目）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設の建物のうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第1項の規定の適用を受けていたもの（施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第5条の規定を適用する場合においては、同条中「4人」とあるのは「原則として4人」とする。

3 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設のうち、施行日の前日において指定介護老人福祉施設基準附則第4条第2項の規定の適用を受けていたものについて前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは「8人」とする。

4 この条例の施行の際現に存する介護老人福祉施設のうち、施行日の前日において指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第106号）附則第3条第1項の規定の適用を受けていたものについては、同項に定めるところによる。ただし、記録の保存期間及びこれに係る管理者の指揮命令については、第6条及び第7条の規定の例によるものとする。

附 則（令和3年3月31日条例第27号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第47号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。